

仕 様 書

本業務は、本院放射線科に設置している次に掲げる装置の機能を常に良好な状態に保つため、本仕様書に基づいて保守管理を行うものとする。

1 対象機器

名称	回診用X線撮影装置		
構成内訳	(1) CALNEO AQRO DR-XD 1000	1台	(富士フイルム製)
	又は MobileArt Evolution MX7	1台	(島津製作所製)
	又は Mobirex IME-3000D/J2	1台	(東芝製)
	(2) CALNEO Smart C12	1台	(富士フイルム製)
	(3) CALNEO Smart S77	1台	(富士フイルム製)
(4) Smart MP(電源供給ユニット)	1台	(富士フイルム製)	
(5) Console Advance	1台	(富士フイルム製)	

2 業務の実施回数

- (1) 前記1の構成内訳(1)から(5)の機器を年1回、技術員を派遣して定期点検を行うものとする。点検内容は別表1のとおり。
- (2) 故障発生時に電話による問い合わせ対応や修理サポートを実施するものとする。(以下「オンコールサポート」とする。)
- (3) 前記1の構成内訳(5)の機器について、ACTIVE LINE (病院層向けリモートサービス)を随時提供し、通信回線を利用した遠隔操作により予兆監視、自動時刻調整、アンチウイルスサービスライセンスプログラム (F-Secureプログラム)のウイルスパターンファイルの自動更新を実施するものとし、月1回、リモート定期点検を行うものとする。また、予兆監視、リモート定期点検により修復作業を必要と判断した場合には遠隔操作により、可能な範囲で修復作業を行うものとする。(以下「リモート支援業務」とする。)
- (4) 緊急又は異常発生時には即時技術員を派遣し、速やかに機器の復旧に努めるものとする。(以下「緊急修復業務」とする。)
- (5) 前記1の構成内訳(2)及び(3)の機器について、1年間に各1回まで落下等による使用者の過失故障を保証するものとする。

3 業務内容

- (1) 受注者は、発注者が良好に対象機器を使用できるよう、必要な部品の交換、機器の清掃点検、修理及び調整等の設備を行い、対象機器を良好な状態に保つものとする。また、前記1の構成内訳(1)から(4)の機器についてはオンコールサポートを、前記1の構成内訳(5)の機器についてはオンコールサポート及びリモート支援業務を合わせて行うものとする。
- (2) 受注者は、交換部品(このうち、定期交換部品及び緊急保守部品については別表2又は別表3のとおり。)の交換を実施するものとする。

- (3) 定期点検の実施は、原則、土曜日、日曜日、祝日（振替休日を含む。）、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く月曜日から金曜日の9時から17時までの範囲で行うものとし、実施日時は発注者・受注者が協議して決定するものとする。
- (4) オンコールサポートの受付は、原則、年間を通して24時間行うものとし、実施は、原則、土曜日、日曜日、祝日（振替休日を含む。）、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く月曜日から金曜日の9時から17時30分までの範囲で行うものとする。
- (5) リモート支援業務は、予兆監視、リモート定期点検により故障予兆が確認された場合、原則、日曜日、祝日（振替休日を含む。）、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く月曜日から土曜日の8時から20時までの範囲で、遠隔操作により可能な範囲で修復作業を行うものとする。
- (6) 緊急修復業務の受付及び実施は、原則、土曜日、日曜日、祝日（振替休日を含む。）、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く月曜日から金曜日の9時から17時30分までの範囲の範囲で行うものとする。実施日時は発注者・受注者が協議して決定するものとし、着手後は短時間での修復に努めること。
- (7) 受注者が派遣する定期点検及び修理をする技術員は、当該機器に関する知識を有し、迅速に対応できる者（前記1の対象機器のメーカーより貸与されたサービスセキュリティプログラムを実行可能である者等）とする。

4 経費の負担等

前項に定める事項に要する費用その他業務を行うために必要な費用は、受注者の負担とする。

ただし、FPD用バッテリー、周辺機器及びメディア等の消耗品は除くものとし、その他交換部品については契約締結時に発注者と受注者が協議し、これを定めるものとする。

5 業務実施上の留意事項

- (1) 受注者は、当該施設が公共医療施設であることを認識し、何人にも不快感を与えないよう作業に従事しなければならない。
- (2) 受注者は、あらかじめ現場責任者及び技術員の住所・氏名を発注者に報告するものとする。現場責任者又は技術員に変更があったときも、また同様とする。
- (3) 業務を行う日時については、特に定める場合を除き、発注者の業務に支障のない日時とし、別途協議して定めるものとする。

6 報告

定期点検及び緊急修復業務の作業報告書は、実施後速やかに発注者へ提出するものとする。また、各年度の履行期間満了後に提出する委託業務実施報告書は、受注者の書式で記名・押印のあるものとし、当該履行期間満了後速やかに発注者へ提出し確認を受けなければならない。

7 その他

この仕様書に疑義のあるとき、又は定めのない事項については、発注者と受注者が協議し、これを定めるものとする。